

資料提供

平成30年10月9日

課名：統計課

担当者：箱田 安正

内線：2524

直通電話：082-513-2524

統計調査に係る関係書類の紛失について

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査である『労働力調査』の実施に必要な個人情報（氏名・住所）及び事業所名等が記載された、書類が入った郵便物（1通）を、統計課執務室内で紛失したことが判明した。

1 紛失した書類（郵便物1通）

平成30年10月中旬に開始する、『労働力調査』に係る広島市安佐南区の一つの調査区における当該調査の調査員が作成した書類

[書類の種類] 「調査区地図」、「対象名簿」及び「調査員から県への事務連絡」
（個人情報が記載されたもの）40世帯分の氏名（一部姓のみ）・住所
（事業所情報が記載されたもの）1事業所分の事業所名及び住所

2 経緯

○ 当該調査区の担当調査員から送付された調査関係書類を、平成30年9月6日に統計課の文書收受担当職員が受取った。

（届いた書類は、文書收受担当職員が数量を確認し、調査ごとに仕分けした後、すぐに課内の調査担当職員へ引き継ぐこととしていた。）

○ 9月21日に、調査担当職員が、国へ提出するための書類を整理している段階で、1件の提出が確認できなかったため、当該担当職員が、調査員に電話照会し、書類は9月4日に発送済みであるとの回答を得た。この調査員からの回答を踏まえ、課内の文書收受担当職員に文書收受の有無を確認したところ、郵送物の交付証により、9月6日に受理していることが確認できたため、書類の紛失が判明したものである。

3 原因

○ 送付された書類を課で收受した後の管理体制に問題があった。

○ 9月6日から21日までの間に、不要な書類を処分する機会が2回あり、その際に誤って処分した可能性がある。

4 対応

(1) これまでの対応

○ 9月21日以降、課内を全職員で捜索したが、当該郵便物は発見できていない。

○ 職員に対し、文書管理について適正な取扱いを行うよう改めて周知徹底を図るとともに、文書收受担当職員から他職員に引き継ぐ際に、再度、双方が書類の種類と数を確認しあうなどの対策を実施することとした。

(2) 今後の対応

○ 書類に住所、氏名等が記載された40世帯と1事業所を訪問し、謝罪する。

【労働力調査】統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（総務省所管）

目的 就労・不就労の実態を明らかにすること

※完全失業率や就業者数など雇用の実態を把握

調査方法 毎月調査（調査対象：全国約4万世帯、県内約1,200世帯）

調査項目 就労の有無、就業時間等の実態